

## 令和 6 年度分 移出数量明細書 ( 1 / 1 )

G J 5 0 2 2

令和 年 月 日  高松 税務署長殿	申 告 者	(製造場の所在地及び名称) 〒 760 - 0068 香川県高松市松島町3丁目5番1号	(電話) 087 - 805 - 3875 株式会社瀬戸内
		(住所) 〒 760 - 0068 香川県高松市松島町3丁目5番1号	(電話) 087 - 805 - 3875
		(氏名又は名称及び代表者氏名) 株式会社瀬戸内	宮前 博行
			整理番号

(単位: ℥)

区分	①	1 明細 2 合計	1	1 明細 2 合計	1	1 明細 2 合計	1	1 明細 2 合計	1	1 明細 2 合計	1	1 明細 2 合計
酒類の品目別及びアルコール分別等	②		350		581		583					
課 税 移 出 数 量	酒類製造場に課税して移出した数量	③	0	940	0							
	酒類製造者の支店等に移出した数量	④	10,207	3,059								
	酒類卸売業者に移出した数量	⑤	782	328	0							
	酒類小売業者に移出した数量	⑥	32,852	4,747	1,155							
	消費者に移出した数量	⑦	17,282	1,373								
	計 ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦	⑧	61,123	10,447	1,155							
未納税移出数量	⑨	0	966									
輸出免税数量	⑩	0	0									
内輸出酒類販売場での免税数量	⑪	0	0	0								
採取・收去数量	⑫	0										
計 ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫	⑬	61,123	11,413	1,155								

酒類の品目別及びアルコール分別等のコード表 (②欄に、該当するコードを記入してください。)

コード	酒類の品目別及びアルコール分別等	コード	酒類の品目別及びアルコール分別等	コード	酒類の品目別及びアルコール分別等	コード	酒類の品目別及びアルコール分別等
110	清酒	255	単式蒸留焼酎(発泡)	517	ウイスキー(発泡(本則))	615	スピリッツ(発泡)
115	清酒(発泡)	257	単式蒸留焼酎(発泡(本則))	550	ブランデー	617	スピリッツ(発泡(本則))
117	清酒(発泡(本則))	310	みりん	555	ブランデー(発泡)	710	リキュール
150	合成清酒	315	みりん(発泡)	557	ブランデー(発泡(本則))	715	リキュール(発泡)
155	合成清酒(発泡)	317	みりん(発泡(本則))	570	原料用アルコール	716	※リキュール(発泡)(R2.10.1~R5.9.30)
157	合成清酒(発泡(本則))	350	ビール	580	発泡酒(R8.10.1~)	717	リキュール(発泡(本則))
211	連続式蒸留焼酎35度	410	果実酒	581	発泡酒(麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上)(~R8.8.30)	820	粉末酒
212	連続式蒸留焼酎25度	415	果実酒(発泡)	582	発泡酒(麦芽比率25%以上50%未満)(~R8.9.30)	825	粉末酒(発泡)
213	連続式蒸留焼酎20度	417	果実酒(発泡(本則))	583	発泡酒(麦芽比率25%未満)(~R8.9.30)	827	粉末酒(発泡(本則))
215	連続式蒸留焼酎(発泡)	450	甘味果実酒	591	その他の醸造酒	850	雑酒
217	連続式蒸留焼酎(発泡(本則))	455	甘味果実酒(発泡)	595	その他の醸造酒(発泡)	852	雑酒(みりん類似)
251	単式蒸留焼酎35度	457	甘味果実酒(発泡(本則))	596	※その他の醸造酒(発泡)(R2.10.1~R5.9.30)	855	雑酒(発泡)
252	単式蒸留焼酎25度	510	ウイスキー	597	その他の醸造酒(発泡(本則))	857	雑酒(発泡(本則))
253	単式蒸留焼酎20度	515	ウイスキー(発泡)	610	スピリッツ		

※596及び716は、いわゆる「新ジャンル」に該当する酒類(平成29年改正法附則第36条第2項第3号適用酒類)です。